

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程

四日市市保健所処務規程（平成20年四日市市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正後									
別表（第7条関係）									
1 保健予防課									
事務 区分	種類	市長の権限の事務					保健所長 の権限の 事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	所 長	課 長	
(略)									
感染 症の 予防 及び 感染 症の	法第12条第2項及び第4項の規定による感染症患者に関する厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告			○					政令 市長 の事 務
患者 に対 する 医療	法第12条第3項及び第4項の規定による感染症患者に関する管轄都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内に			○					同

<p>に関する法律（平成10年法律第114号。以下この項において「法」という。）に基づく事務</p>	<p><u>ある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事</u>への通報</p>							
	<p>法第12条第6項の規定による慢性感染症患者に関する医師からの届出の受理</p>				○			同
	<p>法第12条第8項の規定による医師が感染症により死亡した者の死体を検案した場合に関する第1項から第5項までの準用</p>			○				保健所長、政令市長の事務
	<p>法第13条第3項及び第5項の規定による感染症動物に関する厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告</p>			○				政令市長の事務
	<p>法第13条第4項及び第5項の規定による感染症動物に関する管轄都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）への通報</p>			○				同
	<p>法第13条第7項の規定による獣医師が動物死体を検案した場合に関する</p>			○				保健所長、政

第1項及び第3項から第6項までの準用、並びに動物所有者が動物死体について感染症にかかっている等と認めた場合に関する第2項から第6項までの準用								令市長の事務
法第14条第2項及び第4項の規定による指定届出機関からの五類感染症若しくは二類、三類、四類若しくは五類感染症の疑似症の届出の受理				○				政令市長の事務
法第14条第3項及び第4項の規定による前項の届出内容の厚生労働大臣への報告				○				同
法第15条第1項及び第8項から第11項までの規定による感染症の発生状況、動向及び原因の調査					●	○		同
法第15条第3項から第5項までの規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取					●	○		同
法第15条第13項及び第14項の規定による同条第1項の調査結果の厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告			○					同

法第15条第17項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請			○					同
(略)								
法第15条の2第2項の規定による同条第1項の調査結果の厚生労働大臣への報告			○					同
法第15条の3第1項及び第2項の規定による体温その他健康状態に関する報告又は質問及び調査					●	○		同
法第15条の3第3項の規定による同条第2項の質問又は調査結果の厚生労働大臣への報告			○					同
法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の分析及び公表			○					同
法第16条の2の規定による医師その他の医療関係者への協力の要請				○				同
法第16条の3第1項、第3項及び第5項から第7項までの規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等（法第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条にお					●	○		同

いて準用する場合を含む 。)								
法第16条の3第8項の 規定による同条第7項の 検査結果の厚生労働大臣 への報告			○					同
法第16条の3第10項 の規定による他の都道府 県知事又は厚生労働大臣 への協力の要請			○					同
法第17条の規定による 健康診断の勧告及び措置 等（法第23条において 準用する場合を含む。）					●	○		同
(略)								
法第24条の2の規定に よる苦情の申出の受理及 び処理結果の通知（法第 49条の2において準用 する場合を含む。）					●	○		同
(略)								
法第26条の規定による 法第19条から第23条 まで及び第24条の2の 規定の二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染 症の患者への準用					●	○		同
法第26条の3第1項、 第3項及び第5項の規定 による検体若しくは感染 症の病原体の提出又は収					●	○		同

	<u>去等（法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）</u>								
	<u>法第26条の3第6項の規定による同条第5項の検査結果等の厚生労働大臣への報告（法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）</u>		○						同
	<u>法第26条の3第8項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請（法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）</u>		○						同
	<u>法第26条の4第1項、第3項及び第5項の規定による検体の提出又は採取等（法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）</u>				●	○			同
	<u>法第26条の4第6項の規定による同条第5項の検査結果等の厚生労働大臣への報告（法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）</u>		○						同
	<u>法第26条の4第8項の</u>		○						同

規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請（法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）								
法第27条の規定による消毒の命令及び措置					●	○		同
(略)								
法第35条第1項の規定による立ち入り、質問及び調査（法第50条第1項及び第4項において準用する場合を含む。）					●	○		同
法第36条第1項、第2項及び第4項の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示（法第50条第1項、第5項及び第6項において準用する場合を含む。）					●	○		同
法第37条第4項の規定による入院患者等からの申請の受理（法第42条第2項において準用する場合を含む。）					●	○		同
(略)								
法第43条第1項の規定による結核指定医療機関からの報告徴収及び結核					○			同

指定医療機関への立入検査								
法第44条の3第1項の規定による新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する感染を防止するための報告又は協力等					●	○		同
法第44条の3第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者に対する感染を防止するための報告又は協力等					●	○		同
法第44条の3第4項から第6項までの規定による食事の提供等（法第50条の2第4項において準用する場合を含む。）			○					同
法第44条の5の規定による法に基づく事務及び措置等を行った場合の厚生労働大臣への報告			○					同
法第44条の7第1項、第3項及び第5項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等					●	○		同
法第44条の7第6項の規定による同条第5項の検査結果の厚生労働大臣			○					同

への報告								
<u>法第44条の7第8項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請</u>			○					同
法第45条第1項及び第2項の規定による新感染症に係る健康診断の勧告及び措置					●	○		同
法第46条の規定による新感染症の所見がある者の入院の勧告、措置及び期間の延長等（法第49条において準用する場合を含む。）					●	○		同
(略)								
法第49条の規定による新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知					●	○		同
<u>法第49条の2の規定による苦情の申出の受理及び処理結果の通知</u>					●	○		同
法第50条第1項から第6項までの規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示					●	○		同
<u>法第50条の2第1項の規定による新感染症にかかっていると疑うに足り</u>					●	○		同

	る正当な理由のある者に対する感染を防止するための報告又は協力等								
	法第50条の2第2項の規定による新感染症の患者に対する感染を防止するための報告又は協力等					●	○		同
	法第51条第1項の規定による第44条第7項、第45条第1項、第46条第1項、第3項若しくは第4項、第47条若しくは第48条第1項若しくは第4項の措置に関する厚生労働大臣への通報及び連携			○					同
	(略)								
(略)									
2から5まで (略)									
備考									
(略)									

改正前									
別表（第7条関係）									
1 保健予防課									
事務 区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	

(略)									
感染症の 予防 及び 感染症の 患者 に対 する 医療 に関 する 法律 (平成1 0年 法律 第1 14 号。 以下 この 項に おい て「 法」 とい う。)に 基づ	法第12条第2項の規定 による感染症患者に關す る厚生労働大臣への報告			○					政令 市長 の事 務
	法第12条第3項の規定 による感染症患者に關す る管轄都道府県知事への 通報			○					同
	法第12条第4項の規定 による慢性感染症患者に 關する医師からの届出の 受理				○				同
	法第12条第6項の規定 による医師が感染症によ り死亡した者の死体を検 案した場合に關する第1 項から第3項までの準用			○					保健 所長 、政 令市 長の 事務
	法第13条第3項の規定 による感染症動物に關す る厚生労働大臣への報告			○					政令 市長 の事 務
	法第13条第4項の規定 による感染症動物に關す る管轄都道府県知事への 通報			○					同
	法第13条第5項の規定 による獣医師が動物死体 を検案した場合に關する 第1項、第3項及び第4			○					保健 所長 、政 令市

く事務	項の準用、並びに動物所有者が動物死体について感染症にかかっている等と認められた場合に関する第2項から第4項の準用							長の事務
	法第14条第2項の規定による指定届出機関からの五類感染症若しくは二類、三類、四類若しくは五類感染症の疑似症の届出の受理			○				政令市長の事務
	法第14条第3項の規定による前項の届出内容の厚生労働大臣への報告			○				同
	法第15条第1項の規定による感染症の発生状況、動向及び原因の調査				●	○		同
	法第15条第5項の規定による同条第1項の調査結果の厚生労働大臣への報告			○				同
	法第15条第6項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請			○				同
	(略)							
	法第15条の2第2項の規定による同条第1項の調査結果の厚生労働大臣への報告			○				同
	法第16条第1項の規定			○				同

による感染症に関する情報の分析及び公表								
法第16条の2の規定による医師その他の医療関係者への協力の要請				○				同
法第17条の規定による健康診断の勧告及び措置等（法第23条及び第49条において準用する場合を含む。）					●	○		同
(略)								
法第24条の2の規定による苦情の申出の受理及び処理結果の通知					●	○		同
(略)								
法第26条の規定による法第19条から第23条まで及び第24条の2の規定の二類感染症患者への準用					●	○		同
法第27条の規定による消毒の命令及び措置					●	○		同
(略)								
法第35条第1項の規定による立ち入り、質問及び調査					●	○		同
法第36条第1項、第2項及び第3項の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示					●	○		同

法第37条第3項の規定による入院患者等からの申請の受理（法第42条第2項において準用する場合を含む。）					●	○		同
(略)								
法第43条第1項の規定による結核指定医療機関からの報告徴収及び結核指定医療機関への立入検査					○			同
法第45条第1項及び第2項の規定による新感染症に係る健康診断の勧告及び措置					●	○		同
法第46条の規定による新感染症の所見がある者の入院の勧告、措置及び期間の延長等（法第49条において準用する場合）					●	○		同
(略)								
法第49条の規定による新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知					●	○		同
法第50条第1項、 <u>第3項</u> 及び <u>第4項</u> の規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示					●	○		同

	<p>法第51条第1項の規定による第45条第1項、第46条第1項、第3項若しくは第4項、第47条若しくは第48条第1項若しくは第4項の措置に関する厚生労働大臣への通報及び連携</p>			○					同
(略)									
(略)									
2 から 5 まで (略)									
備考									
(略)									

附 則

この規定は、令和3年2月13日から施行する。

(健康福祉部保健予防課)